

Ⅱ 建物を整備する際の配慮事項

1 住戸内 (1) 基本性能等に関する配慮事項

1 段差解消

考え方

子供は僅かな段差を認識しにくく、また、妊娠中の母親は足元が見えにくくなっています。転倒による事故を減少させるためにも、段差をなくす等の配慮が必要です。住戸内の床は、原則として、段差のない構造とすることが望ましいでしょう。

やむを得ず段差を設ける場合は、次に挙げる基準（※）を目安に整備することとしましょう。

なお、段差を設ける場合は、場所の特性を踏まえ、できる限り低い段差とすることが望まれます。

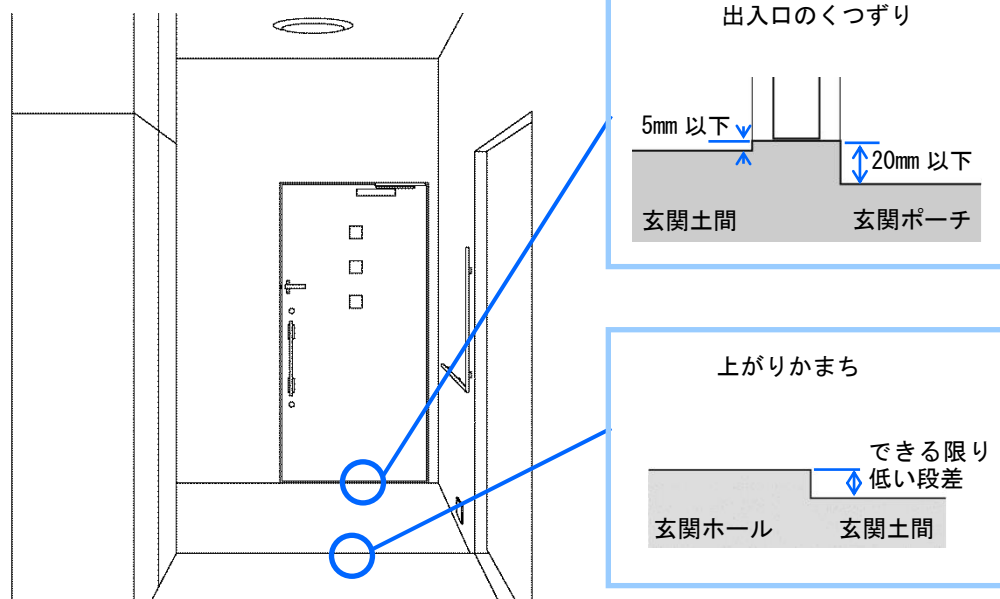
（※）主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3に該当するものです。

a 玄関

整備の目安

- 出入口のくつずり（注1）と玄関外側の高低差が20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下
- 上がりかまち（注2）の段差はできる限り低い段差

参 考



（注1）くつずり：建物の出入口の開き戸やドアの下枠の部分にある部材

（注2）上がりかまち：日本家屋にある玄関等の段差

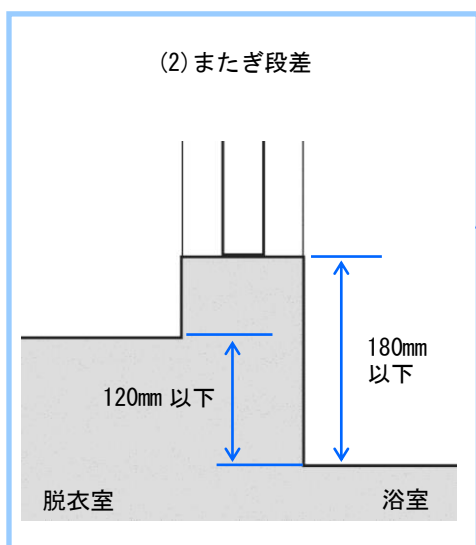
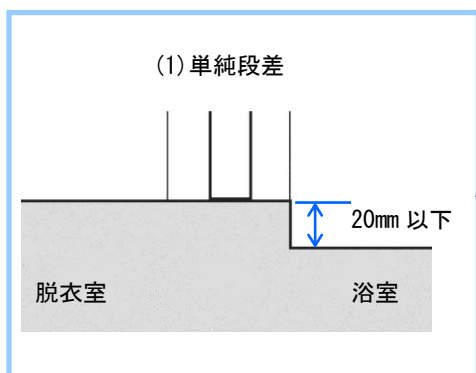
b 浴室

整備の目安

○浴室の出入口の段差は、以下のいずれかとする。

- (1) 20 mm以下の単純段差
- (2) 浴室内外それぞれの床の高低差が 120mm 以下、浴室内床からのまたぎ段差が 180mm 以内で、かつ、手すりを設置

参 考



手すりを設置



段差のない浴室出入口の例

c バルコニー

整備の目安

○バルコニーの出入口の段差は、以下の(1)～(3)のいずれかとする。

(1) 180 mm以下の単純段差

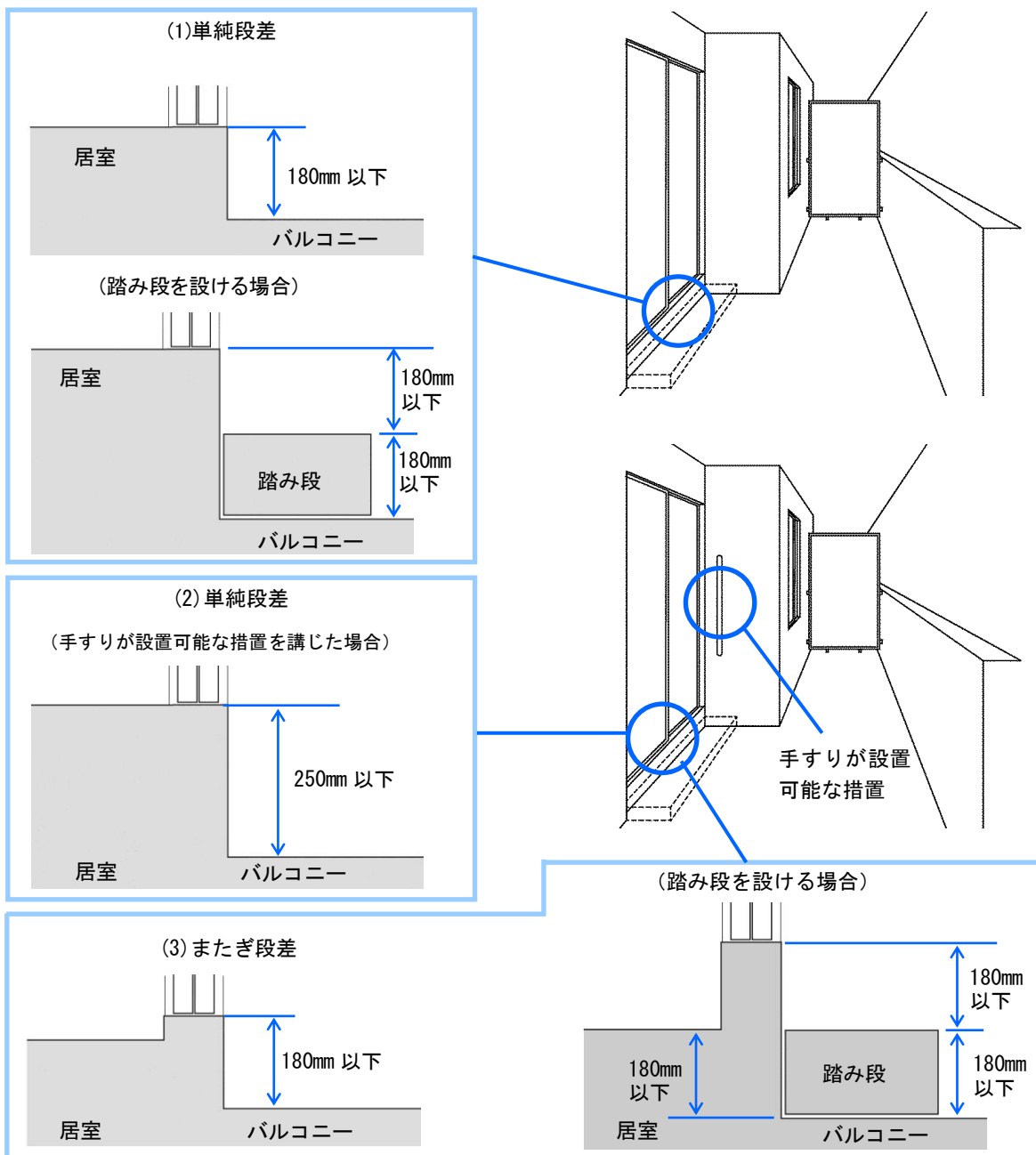
〔踏み段を設ける場合〕 踏み段の高さ 180 mm以下、かつ、かまちまでの段差 180 mm以下

(2) 250 mm以下の単純段差、かつ、手すりが設置可能な措置を講じる。

(3) 屋内外の高さが 180 mm以下のまたぎ段差、かつ、手すりが設置可能な措置を講じる。

〔踏み段を設ける場合〕 屋内外の高さが 180 mm以下、屋外からのまたぎ段差が 360 mm以下で手すりが設置可能な措置を講じる。

参 考



2 転落防止・落下物による危険防止

考え方

バルコニーや窓などからの子供の転落は親にとって大きな心配事の一つです。住宅の専用部分のバルコニー、2階以上の窓、廊下及び階段には、転落を防止するための手すりを設置し、安全性に配慮することが必要です。

また、腰壁や窓台、手すりの横桟等、足を掛ける部分があると、子供がよじ登って乗り越える危険性があるため、足掛かりとなる部分から手すりまでの高さにも配慮する必要があります。

整備の目安

○危険防止のための手すりの設置（外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓、その他転落のおそれのないものは除く。）

(1) バルコニー、窓、廊下及び階段（開放されている側に限る。）の手すりの設置高さ
次のいずれかとする。

ア 床面（階段にあっては踏面^{ふみづら}（注1）の先端）から 1,100mm（1,200 mm推奨）以上

イ 腰壁^{こしかべ}（注2）、窓台等子供の足がかりとなる部分（以下「腰壁等」という。）の高さが 300 mm以上 650 mm未満の場合は、腰壁等から 800 mm（900 mm推奨）以上

ウ 窓台の高さが 650 mm以上 800 mm未満の場合は、床面から 800 mm（900 mm推奨）以上（3階以上の窓については 1,100 mm（1,200 mm推奨）以上）

(2) 手すり子^{こすりこ}（注3）の間隔

床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さが 800mm 以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で 110mm（90 mm推奨）以下

※ 以上は主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3に該当するものです。

○バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにしてバルコニーによじ登って転落することのないよう、室外機等の設置場所を高さ 900 mm以上の柵で囲うか、手すりから 600 mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じる。

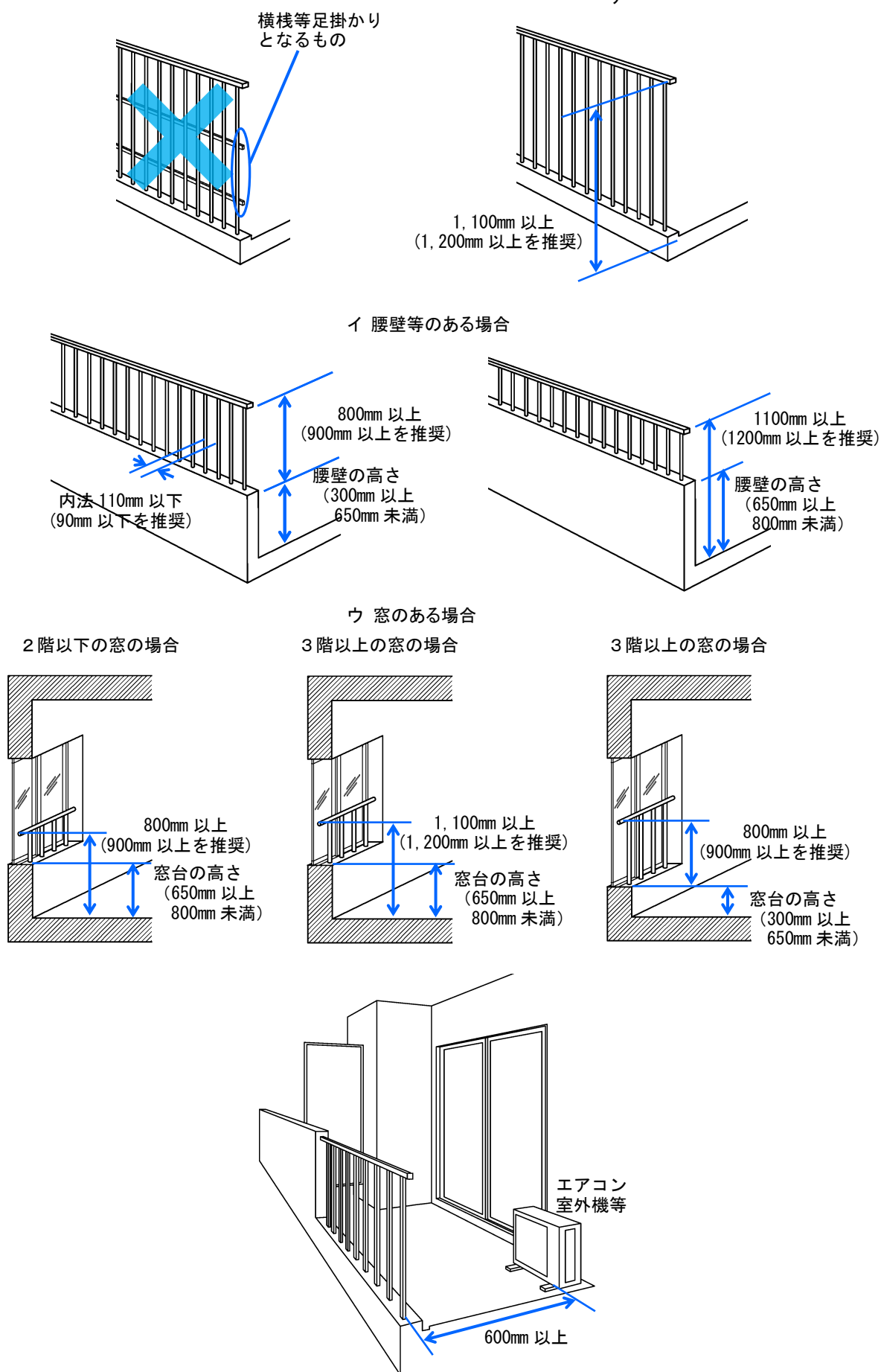
○窓、廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合における落下物による危険防止措置を講じる。

（注1）踏面：52 ページの図参照

（注2）腰壁：主に窓台を基準としてそれより低い部分に設けた壁

（注3）手すり子：欄干や手すりを支える小柱

参 考



3 シックハウス対策

考え方

住宅の高気密化により、内装の仕上げ等に含まれる化学物質等に起因する「シックハウス症候群」による健康への影響が指摘され、平成15年7月の改正建築基準法により、居室に使用できる建材・塗料の規制や、24時間換気システムの設置が義務付けられました。子供が健康に育つ環境をつくるため、居室内の内装の仕上げ等には、シックハウス症候群の原因となる化学物質の発散量の少ない建材を使用することが必要です。

また、後から持ち込む家具類については、規制の範囲外となるため、購入の際には確認が必要です。

整備の目安

○内装の仕上げや天井裏の下地材等に用いる特定建材は、日本工業規格又は日本農林規格協会のF☆☆☆☆表示のある建築材料等を使用する。

※ 以上は日本住宅性能表示基準のホルムアルデヒド発散等級の等級3に該当するものです。

○特定測定物質の測定を行う場合は、室内濃度指針値（注）以下であることを確認する。

☞ 採取・測定等の方法については、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の6の6-3（3）を参照し、特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室1室以上に対して行うなど、適切に測定を行う。

また、キッズルーム等を設置する場合は当該室についても測定を行う。

なお、設置する施設により別に基準がある場合は、その基準によるものとする。

特定測定物質	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm) 以下
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm) 以下
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm) 以下
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm) 以下
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm) 以下

参 考

改正建築基準法に基づくシックハウス対策

共同住宅の住戸

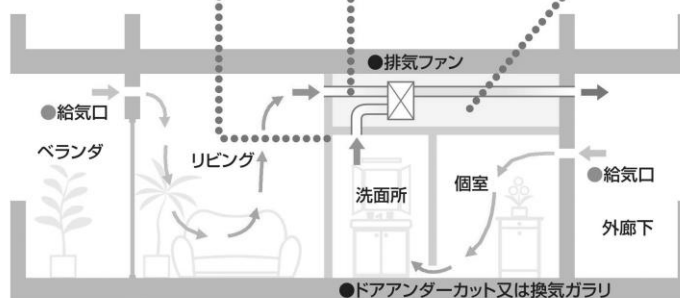
シックハウス対策って
建材の品質や換気設備
がこんなに大切なんだ。
しっかりチェックして
おこう!



(対策Ⅰ) 内装仕上げ
F☆☆☆☆の場合、
床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、
制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備
換気回数0.5回/hの
24時間換気
システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など
次のいずれか
①建材:F☆☆☆☆以上
②気密層、通気止め
③天井裏などを換気



国土交通省住宅局シックハウス対策パンフレットより

(注) 室内濃度指針値：現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいと判断される値を算出したもの

4 通風、採光の確保

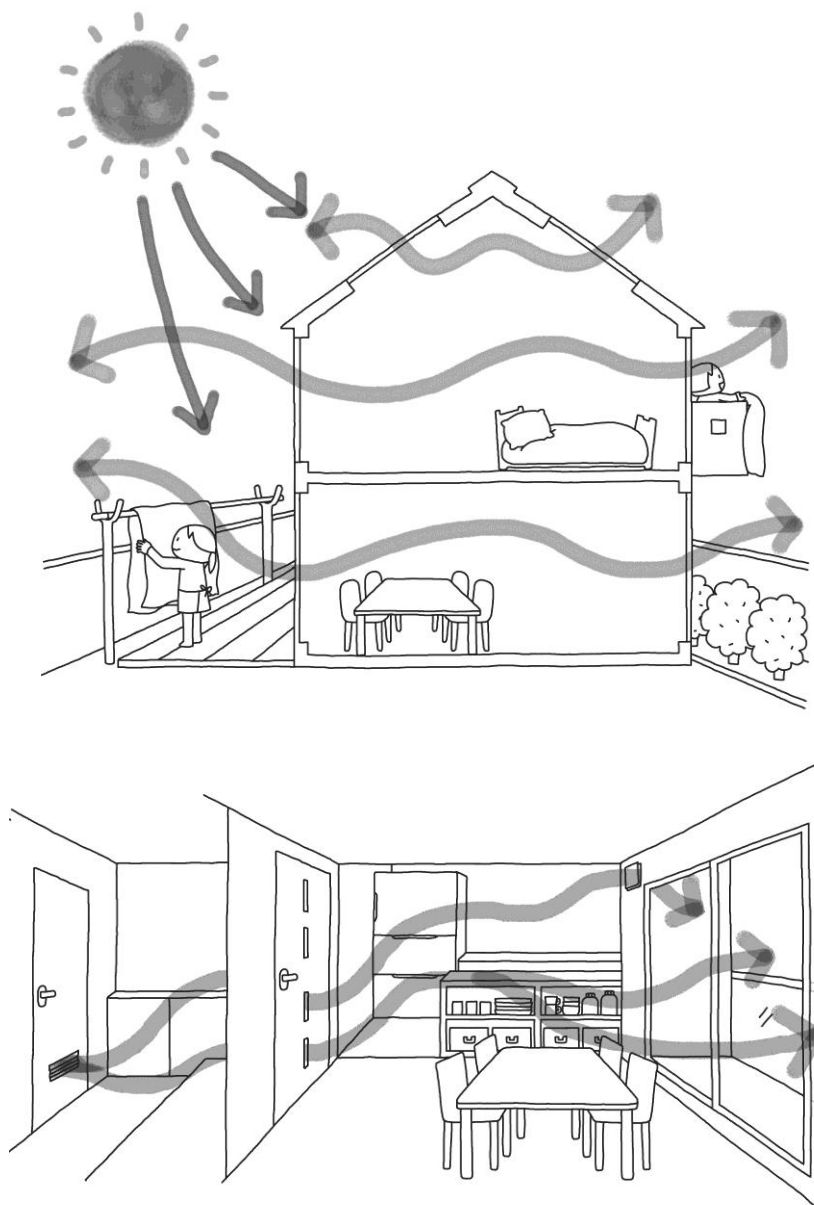
考え方

近年、アレルギーを持つ子供が増加しています。住宅性能は高気密化が進むなど向上するとともに、適切な換気設備の設置が義務化されるなど法整備は進んでいますが、間取りの工夫により採光や風通しなどを確保するなど、カビなどのアレルギーの発生を防ぎ、子供が健やかに成長できる住環境づくりが大切です。

整備の目安

- 主たる居住室の日照の確保及び2方向からの通風の確保
- 通風確保のための窓への網戸の設置

参 考



5 防犯対策

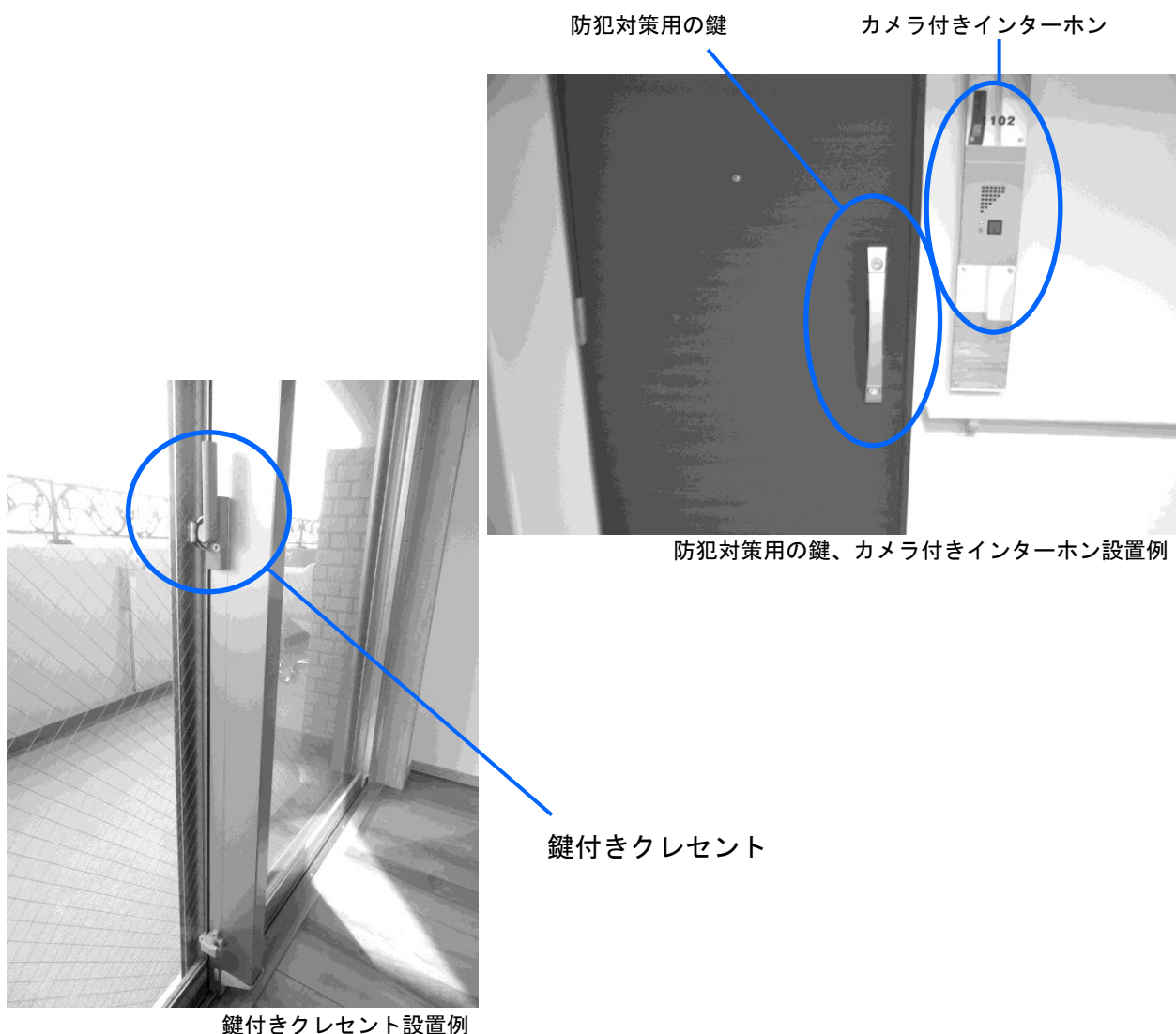
考え方

子供が一人で家にいる際の来訪者への対応は親にとってはとても心配です。日常生活をより安全に過ごすことができるよう、住戸内への不審者の侵入の防止等、犯罪の防止に配慮する必要があります。

整備の目安

- 防犯対策用の鍵の使用
 - 通話機能を有したインターホン等の設置（カメラ付きインターホンを推奨）
 - 侵入が想定される階のバルコニーに面する窓への合わせガラスの使用、防犯フィルムや鍵付きクレセントの設置等の対策を実施する。
- ☞ 避難計画上支障のない範囲で対策を実施する。

参 考



6 防音対策

考え方

集合住宅では、子供が走る音や大声で話す音、テレビの音などに関する上下階や隣戸とのトラブルが発生しがちです。そのため、界床^(注1)や界壁^(注2)などの遮音性能を高めることが必要です。

また、サッシなどの音を通しやすい外部開口部の遮音性にも留意が必要です。

a 界床

整備の目安

- 日本住宅性能表示基準の重量床衝撃音対策における、等級4以上又は相当スラブ厚20cm以上の対策を講じる。
- 木造については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための対策を講じる。

b 界壁

整備の目安

- 日本住宅性能表示基準の透過損失等級（界壁）における、等級3以上の対策を講じる。
- コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けないこと。
- 界壁にボード類が接着されている場合、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。
- 木造については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための対策を講じる。

c サッシ

整備の目安

- 日本工業規格（JIS A 4706）T-2等級以上（日本住宅性能表示基準に規定される外壁開口部の透過損失等級で等級3相当）の材料を使用する。

(注1) 界床：共同住宅等の各住戸間を区切る床

(注2) 界壁：長屋、連続住宅、共同住宅等の各住戸間を仕切る壁

参 考

日本住宅性能表示基準 軽量床衝撃音対策

上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。

重量床衝撃音対策・・・居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策

重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度
等級5	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の $L_{i,r,H}-50$ 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の $L_{i,r,H}-55$ 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の $L_{i,r,H}-60$ 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の $L_{i,r,H}-65$ 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級1	その他
相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ
	a. 27cm以上
	b. 20cm以上
	c. 15cm以上
	d. 11cm以上
	e. その他

日本住宅性能表示基準 軽量床衝撃音対策

上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。

軽量床衝撃音対策・・・居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽い物を落としたり、イスを引いたりする時の衝撃音)を遮断する対策

重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度
等級5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の $L_{i,r,L}-45$ 等級相当以上)を確保する為に必要な対策が講じられている
等級4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の $L_{i,r,L}-50$ 等級相当以上)を確保する為に必要な対策が講じられている
等級3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の $L_{i,r,L}-55$ 等級相当以上)を確保する為に必要な対策が講じられている
等級2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の $L_{i,r,L}-60$ 等級相当以上)を確保する為に必要な対策が講じられている
等級1	その他
軽量床衝撃音レベル 低減量	居室に係る上下階界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽い物を落としたり、イスを引いたりする時の衝撃音)の低減の程度
	a. 低減量が30dB以上
	b. 低減量が25dB以上
	c. 低減量が20dB以上
	d. 低減量が15dB以上
	e. その他

日本住宅性能表示基準 透過損失等級(界壁)

透過損失等級(界壁)	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度
等級4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の R_r-55 等級相当以上)が確保されている程度
等級3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の R_r-50 等級相当以上)が確保されている程度
等級2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の R_r-45 等級相当以上)が確保されている程度
等級1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度

日本住宅性能表示基準 透過損失等級(外壁開口部)

透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度
等級3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 相当以上)が確保されている程度
等級2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 相当以上)が確保されている程度
等級1	その他

7 住戸面積の確保

考え方

家族の団らんやゆとりのある育児・家事等豊かな生活を送ることのできるよう、住戸の面積は世帯人数に応じたゆとりのある広さを確保することが大切です。

また、家族数の変化や子供の成長に合わせて、適切な広さの住宅に住み替えを行うことも考えられます。

整備の目安

○住戸専有面積(※)は世帯人数に応じた適切な広さを確保する。

(※) 住戸の面積のうち、建築物の柱芯、壁芯、窓サッシ等により囲まれた区画の水平投影面積からパイプスペース、バルコニー、メーターボックス等の面積を除いたもの

参 考

住生活基本計画における誘導居住面積水準

概要	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	世帯人数別の面積(例)(単位:㎡)			
			単身	2人	3人	4人
[都市居住型] 都心とその周辺での 共同住宅居住を想定	①単身者:40㎡ ②2人以上の世帯:20㎡ ×世帯人数+15㎡	3歳未満 0.25人 3歳以上 0.5人	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
[一般型] 郊外や都市部以外での 戸建住宅居住を想定	①単身者:55㎡ ②2人以上の世帯:25㎡ ×世帯人数+25㎡	6歳以上 0.75人	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

【 】内は、3～5歳児が1人いる場合の面積

※1：子供に係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。

※2：世帯人数が4人を超える場合は、上記の面積から5%控除する。

※3：次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

1 住戸内 (2) 単位空間別の配慮事項

1 玄関

考え方

ベビーカーや傘など汚れているものや濡れているものを部屋の中に持ち込みたくないものです。玄関にはベビーカーなどを置いておけるスペースがあるととても便利です。

また、玄関ドアは重さがあるため、子供を抱えての開閉は大変です。加えて、子供は指を挟むおそれもあります。さらに、夜は暗い玄関に入り、手探りで照明のスイッチを探すことになり転倒のおそれがあります。

玄関の出入りにおける利便性と安全性の確保が重要です。

a ドアストッパーやドアクローザー

整備の目安

○開き戸には、開閉を緩やかにするドアクローザー、扉を開けたまま固定するドアストッパーを設置する。

☞ 共同住宅の玄関扉については、扉を開けたままにしてはいけない防火戸となっている場合があるため、ドアストッパーの設置については、注意が必要

○開き戸の吊り元側の隙間に指はさみ防止カバー等を設置するなどの事故防止措置を講じる。

b ベビーカー置場

整備の目安

○ベビーカー等を置けるスペースの確保

○玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に適切な広さのベビーカー等置場スペースを確保するよう努める。

c 手すりの設置

整備の目安

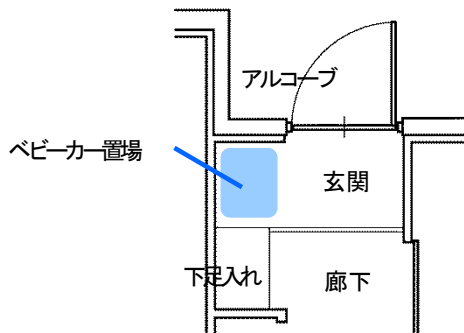
○玄関の出入りのサポートのための手すりを設置するか設置可能な措置を講じる。

d 補助照明の設置

整備の目安

○夜間等の転倒防止のため、玄関や廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。

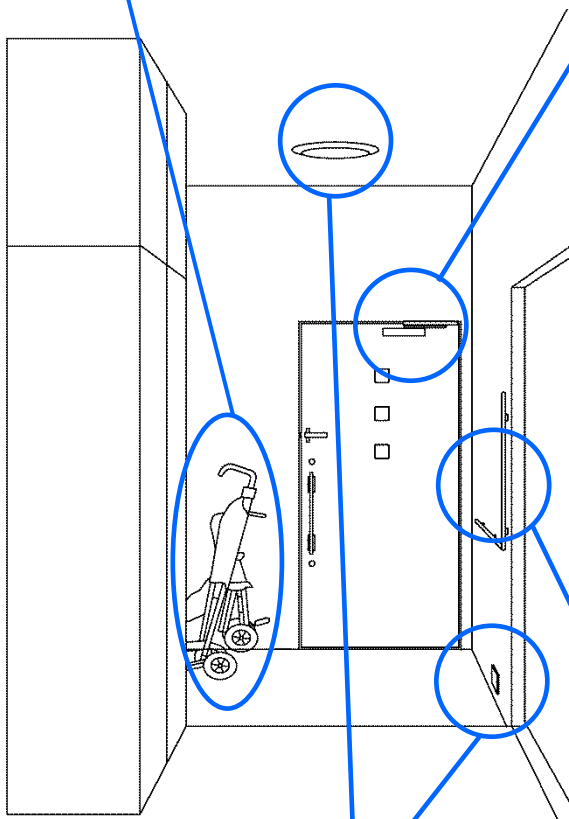
参 考



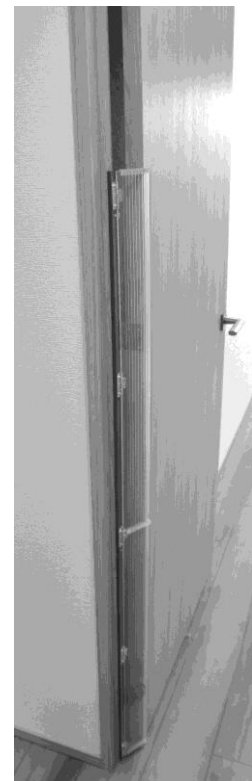
b ベビーカー置場設置例



a ドアクローザー設置例

d 補助照明の設置
人感センサー付きの照明又は
足元灯等

c 手すりの設置



a 指挟み防止カバー設置例

2 洗面所・脱衣所

考え方

洗面所は洗面や歯磨きのほか、洗濯（部分洗い）や子供の靴洗いなど、使い方も多様化しています。様々な使い方を想定した設備等の設置が大切です。

冬場のヒートショックや風邪などを予防するため、暖房機があるととても便利です。

a 利便性への配慮

整備の目安

- レバー式等操作しやすい形状で給湯温度制御が可能なサーモスタット式水栓金具の設置
- シャワーヘッド付水栓の設置

b 手すりの設置

整備の目安

- 妊婦等が浴室へ出入りしやすくなるよう、手すりを設置するか設置可能な措置を講じる。

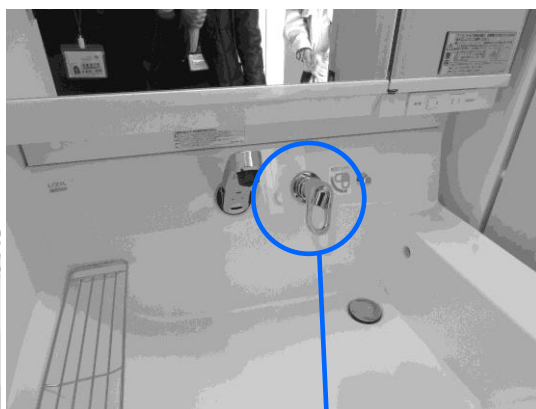
c 暖房機等の設置

整備の目安

- 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能な措置を講じる。

参 考

a シャワーヘッド付水栓



a サーモスタット式水栓金具

b 手すりの設置

3 浴室

考え方

浴室は親子のコミュニケーションを深めることができる場所でもあります。そのため、親子で入浴できる広さが必要です。

一方、子供にとって浴室は、多くの危険がある場所です。浴槽への転落による溺水、濡れた床で滑ることによる転倒、お湯や水栓金具によるやけどなどの危険から子供を守るための配慮が必要です。

また、子育て世帯の洗濯事情に配慮した設備があると便利です。

a 広さの確保

整備の目安

○短辺が、内法寸法で1,200mm（1,400mm 推奨）以上、かつ、広さ1.9㎡（2.5㎡推奨）以上

b 進入防止錠等の設置

整備の目安

- ドアに乳幼児の進入を防止する鍵を、おおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。
- 子供が内側から鍵をかけてしまう危険性があるため、外からの解錠が可能な鍵を設置する。

c 床素材

整備の目安

○床は水に濡れて滑りやすいため、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。

d 手すりの設置

整備の目安

○子供や妊婦が浴槽に出入りしやすいよう、手すりを設置する。

e 利便性への配慮等

整備の目安

- 給湯温度制御が可能なサーモスタット式水栓金具等の設置
- やけどを防止するため、埋め込み式水栓金具かやけど防止カバー付き水栓金具の設置

f 浴室暖房乾燥機の設置

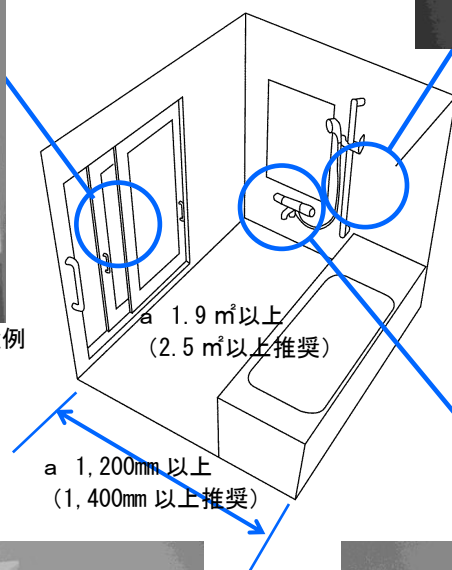
整備の目安

- 子育て世帯の洗濯事情等に配慮した乾燥設備の設置

参 考



b 高い位置への進入防止錠設置例



d 手すりの設置例



f 浴室暖房乾燥機設置例



e サーモスタット式水栓金具の設置例
(やけど防止カバー付き)

4 トイレ

考え方

子供のトイレトレーニングのため、親と一緒にいることができるトイレの広さを確保する必要があります。その後、子供が一人でトイレができるようになった際、鍵の開け方が分からなくなったりした場合などへの対応も必要です。

また、妊婦にとってはトイレの立ち座りは大変です。安全に快適に利用できるための配慮が大切です。

a 広さの確保

整備の目安

- 長辺が、内法寸法で 1,300 mm 以上か、便器の前方又は側方の壁との距離が 500 mm 以上（ドアの開放により確保できる部分を含む。）

b 外から開けられる鍵

整備の目安

- 扉に鍵をつける場合は、外側から簡単に解錠できる鍵を設置する。

c 手すりの設置

整備の目安

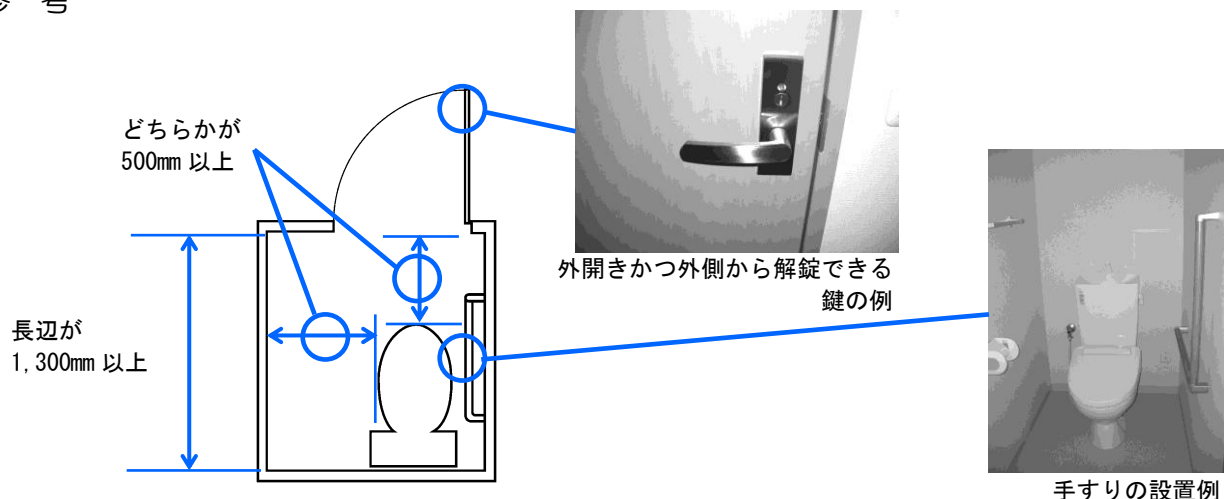
- 子供や妊婦が立ち座りしやすいよう、手すりを設置する。

d 外開き又は引き戸の設置

整備の目安

- トイレ内で気を失ってしまった際などに開放ができるよう、外開き又は引き戸を設置する。

参 考



5 台 所

考え方

家事をしていて子供から目を離したときに子供の思わぬ行動による事故が起きることがあります。親が家事をしながら子供の様子を見守ることができることが大切です。

また、家事は親子のコミュニケーションの機会でもあり、親子が一緒に作業できるよう、動線や広さ、使いやすさにも配慮することも大切です。

一方、台所には調理器具等子供にとって危険なものが多くあります。親が見ていない時に子供が台所に入り、調理器具等を使っていたずらをする危険性への配慮が必要です。

a 対面式キッチン及び広さの確保

整備の目安

- 対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造を採用する。
- ダイニングとキッチンを合わせ、10 m²以上の広さを確保する。

b 利便性の配慮

整備の目安

- レバー式等操作しやすい形状で給湯温度制御が可能なサーモスタット式水栓金具の設置

c チャイルドフェンスの設置

整備の目安

- 台所の出入口にチャイルドフェンスを設置するか、設置可能な措置を講じる。

d 危険防止設備等の設置

整備の目安

- 子供がいたずらできないよう、チャイルドロック機能を備えた調理器を設置する。
- ガス調理器具がある場合は、ガス漏れ事故を防ぐため、ガス漏れ検知器を設置する。

参 考

a 対面式キッチン

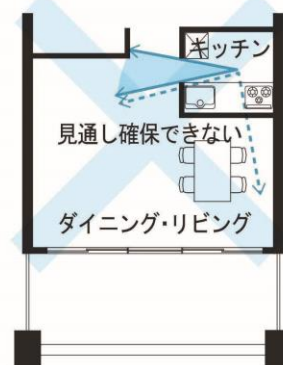
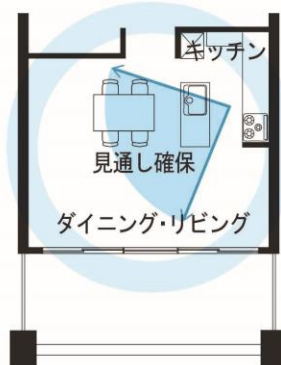
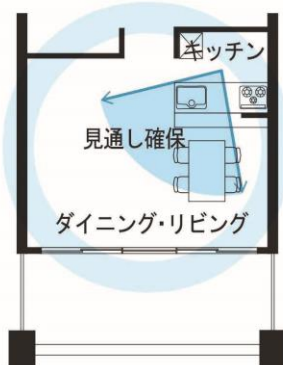
c チャイルド
フェンス設置

対面式キッチンの考え方

カウンターキッチン

アイランド型キッチン

独立型キッチン



d チャイルドロック機能付き調理器



d ガス漏れ検知器

6 建 具

考え方

子供が自発的に行動できるよう、建具の安全性や使いやすさに配慮することが大切です。例えば、扉等に指を挟んでけがをしないような工夫や建具内にガラスがある場合は割れにくい安全ガラスを用いるなど、安全性に配慮する必要があります。

a 開き戸

整備の目安

- ドアストッパーやドアクローザー等の設置
- 吊り元側の隙間に指挟み防止カバー等を設置するなどの事故防止措置を講じる。

b 引き戸

整備の目安

- 子供が指を挟まないよう、100 mm程度の引き残しを確保する。さらに、取っ手は、開閉時に指を挟まない位置に設置すること。
- ☞ 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。

c 折戸

整備の目安

- 扉を閉める時に、扉と扉の間の隙間に指を挟まないよう、隙間は、指より広い13 mm以上とする。

d 扉の取っ手など

整備の目安

- 取っ手は、開閉の容易なレバーハンドルやプッシュハンドル等を使用する。
- 取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、特に取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものを使用する。

e ドア内のガラス

整備の目安

- 建具内にガラスを入れる場合は、安全ガラスなどを使用する。

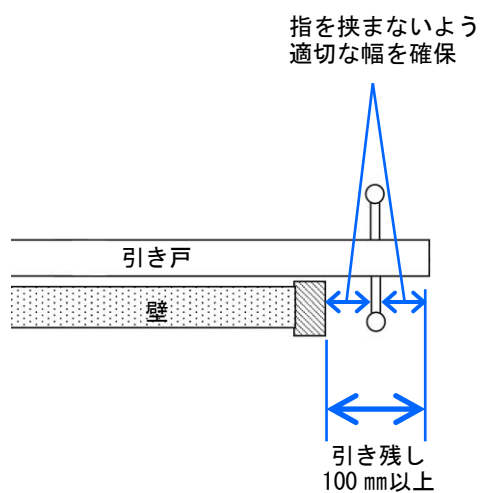
参 考



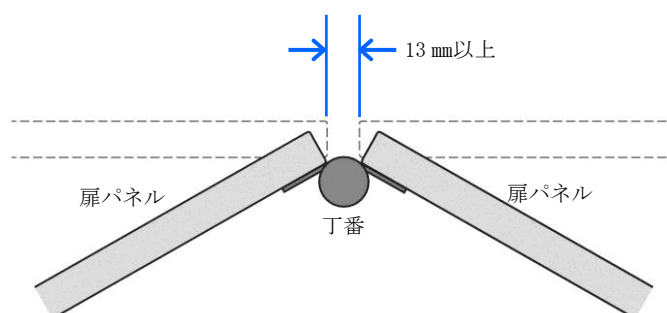
a 開き戸の指挟み防止カバー設置例



b 引き戸の引き残し確保例



c 折戸の指挟み防止のための隙間



7 居室

考え方

居室は子供が一日のうちの多くの時間を過ごし、いろいろな活動を行います。そういった主体的な活動を促すためのスイッチ等の設置位置への配慮が大切です。

また、けがにつながるような要因を排除する必要があります。

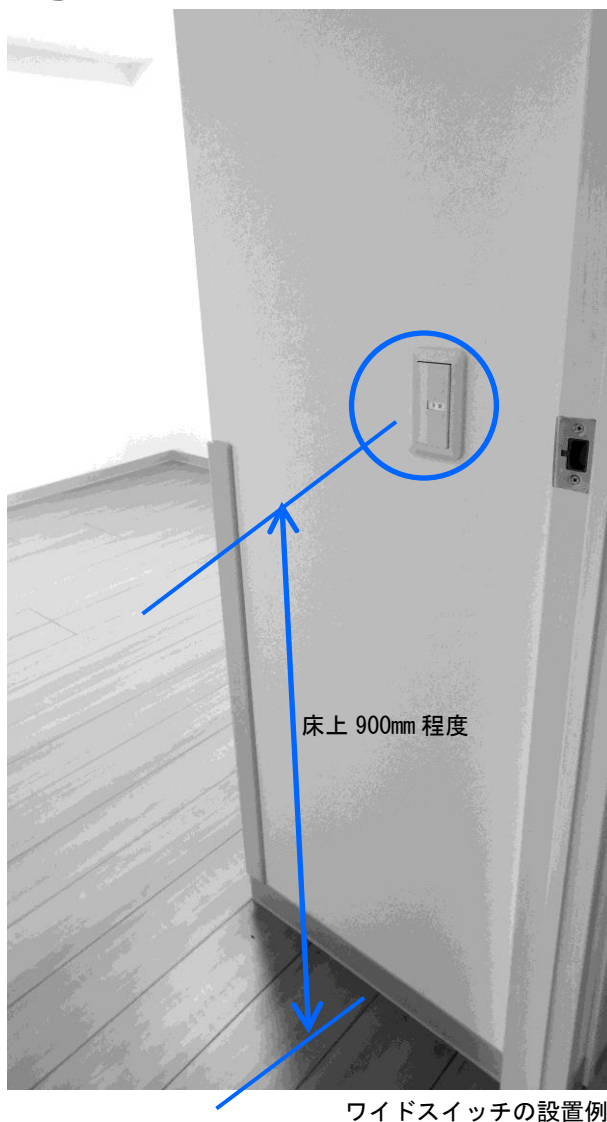
あわせて、子供の成長による空間の使い方の変化をあらかじめ想定し、間取りの変更が可能となるような配慮をすることが大切です。

a スイッチ

整備の目安

- 子供が使いやすいワイドスイッチの設置
- 子供でも手が届く床上 900mm 程度の高さに設置する。

参 考



ワイドスイッチの例

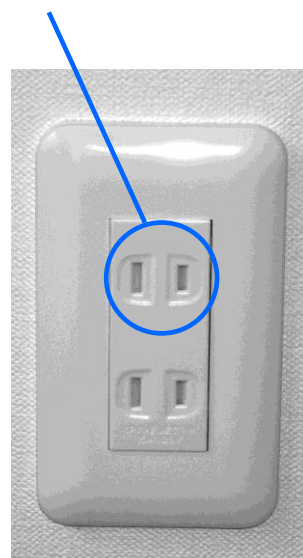
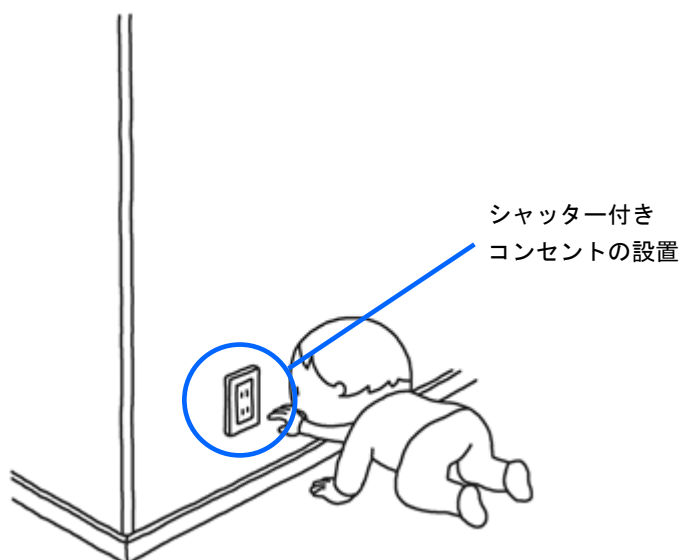
b コンセント

整備の目安

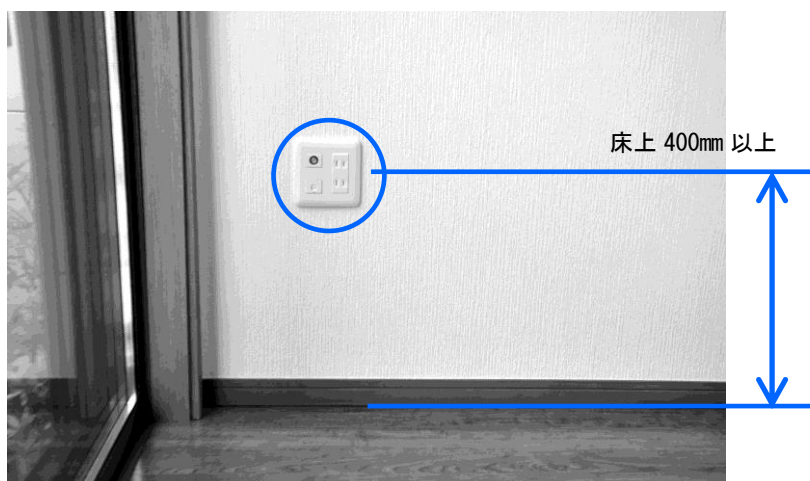
- 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属等を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。
- 妊婦の使いやすさに配慮し、床上 400 mm以上の高さにコンセントを設置することも有効です。

参 考

プラグ差し込み口を扉付き構造にすることで、ピンや異物を差し込むなどの子供のいたずらで起こる感電事故の心配を軽減します。



シャッター付きコンセントの例



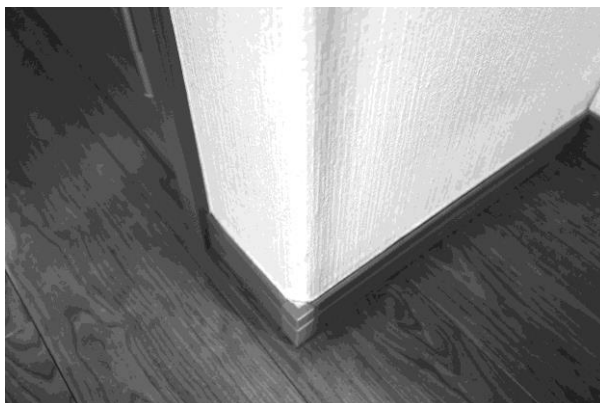
400 mm以上の高さに設置されたコンセントは、視覚に入りやすく、差し込んだコードに引っ掛かり転倒することを防止する効果も期待されますが、使う目的に応じて位置を調整しましょう。

c 壁等の出隅の面取り

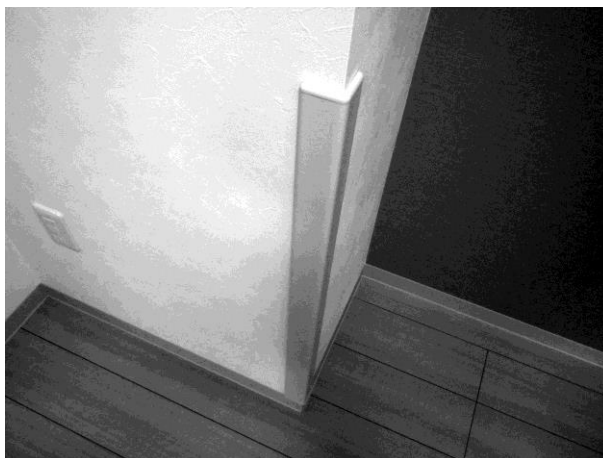
整備の目安

○子供が衝突した際のけがを防止するため、柱、壁及び作り付け家具の出隅^{で すみ}（注）部分における、面取り加工やクッションカバー装着等の措置を講じる。

参 考



出隅の面取り加工の例



出隅へのクッションカバー装着の例



コーナープロテクター装着の例

（注）出隅：壁などの二つの平面が出合った所の外側の角

d 家具等の転倒防止

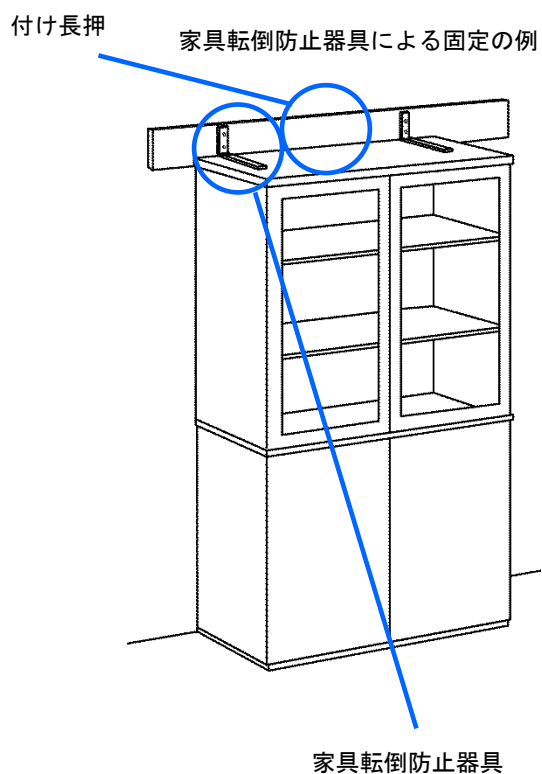
整備の目安

○家具の転倒を防止するため、壁に付け長押を設置する等、家具転倒防止措置を講じる。

参 考



付け長押設置の例



e 間取りの可変性

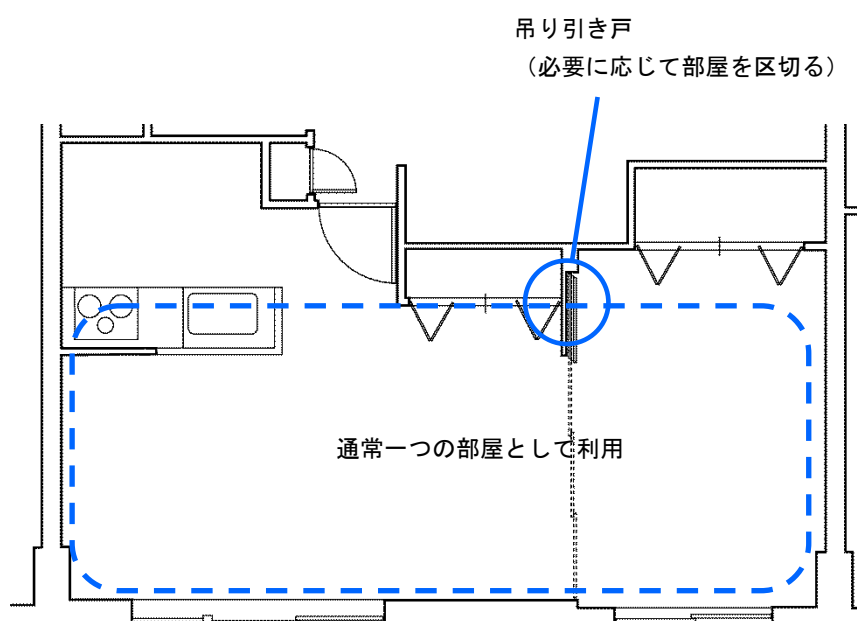
整備の目安

- 引き戸等による住戸内の間取り変更が可能な構造とする。
- 部屋を分けて使用することを想定し、照明、配線、コンセント、ドア及び窓を配置する。

参 考



吊り引き戸による間取りの可変性の例



f 収納スペースの確保

整備の目安

○住宅の規模、居室の数・用途等に応じて計画する。

(布団の収納やリビングでのおもちゃ類の収納等、使い方に配慮した収納スペースの設置)

○住戸専有面積(注)の8%以上の面積を目安に十分な量を確保する。

参 考



クローゼットタイプの例ー1



クローゼットタイプの例ー2



ウォークインクローゼットタイプの例



押し入れタイプの例

(注) 住戸専有面積：住戸の面積のうち、建築物の柱芯、壁芯、窓サッシ等により囲まれた区画の水平投影面積からパイプスペース、バルコニー、メーターボックス等の面積を除いたもの

g 室内物干しスペースの確保

整備の目安

- 雨の日などのため、室内に物干しスペースを設置する。
- 使わない時に取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しの設置が便利です。

参 考



室内物干し金具設置例－1



室内物干し金具設置例－2

8 バルコニー

考え方

バルコニーや窓などからの子供の転落を防ぐため、手すり周辺の設備の構造や配置に配慮が必要です。

また、バルコニーは、洗濯機で洗えない汚れ物や靴の泥落としなど室内ではできない汚れ落としに利用できるスペースでもあり、そのための設備の設置も有効です。

(※ 転落防止・落下物による危険防止に関する配慮事項については、II-1-(1)-②(25ページ)を参照)

a 足がかり等への注意

整備の目安

- 物干し金物は、子供の足掛かりにならない位置に配置する。
- 避難ハッチは、子供が容易に開けられないよう、チャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する。

b スロップシンクの設置

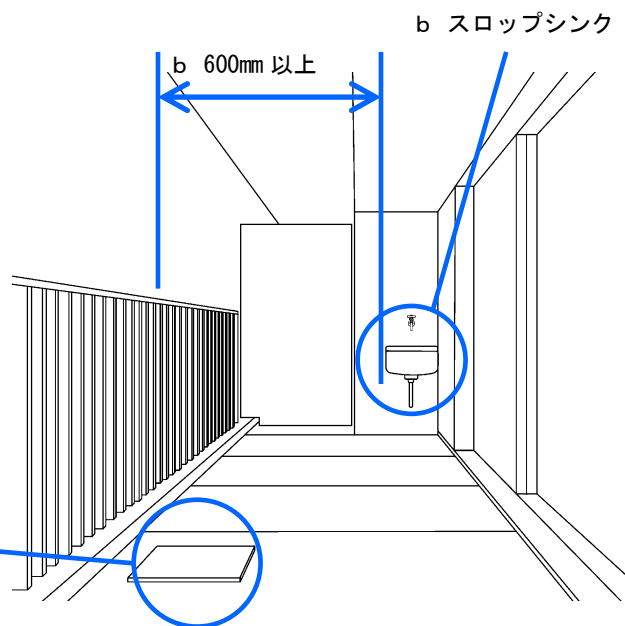
整備の目安

- 砂や土が溜まりやすいため、トラップの部分が掃除しやすい構造のスロップシンクを設置する。
- スロップシンクは、よじ登って手すりから転落しないよう、手すりから 600mm 以上の距離を確保して配置する。

参 考



a チャイルドロック付き避難ハッチ



9 住戸内通路及び出入口

考え方

子供と荷物を抱えても無理なく通ることのできるよう、通路や出入口は適切な幅を確保することが必要です。

整備の目安

○住戸内通路の有効な幅員は、780 mm（柱等の箇所にあっては 750 mm）以上

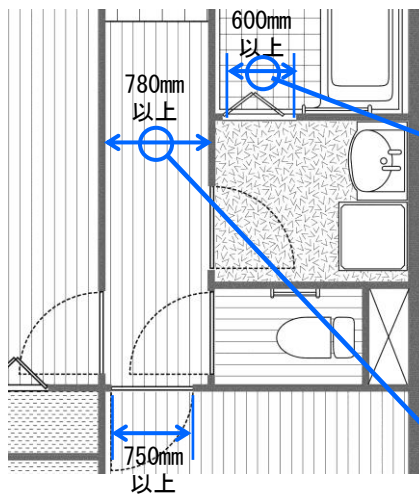
○住戸内の出入口（※1）の幅員（※2）は、750 mm（浴室の出入口にあっては 600 mm）以上

（※1）バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。

（※2）玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。

※ 以上は主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3に該当するものです。

参 考



浴室の出入口の幅員



通路の幅員

10 住戸内階段

考え方

住戸内の階段において転倒・転落事故が発生する可能性があります。これらの事故を防止するため、階段の勾配・寸法等の形状や設備に配慮が必要です。

また、階段の上部など転落事故の危険が伴うと考えられる場所には、子供の進入を防止する対策が必要です。

a 勾配等

整備の目安

○勾配が 22/21 以下で、けあげ^(注1)の寸法の2倍と踏面の寸法の和が 550 mm以上 650 mm以下であり、かつ、踏面^(注2)の寸法が 195 mm以上とする。

回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300 mmの位置における寸法とする。

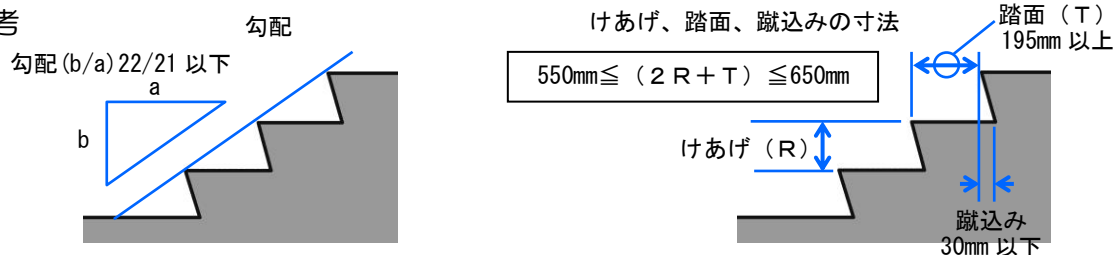
ただし、やむを得ない場合は、次に挙げる(1)～(3)を目安に設計する。

- (1) 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て 30 度以上となる回り階段の部分
- (2) 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て 30 度以上となる回り階段の部分
- (3) 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分

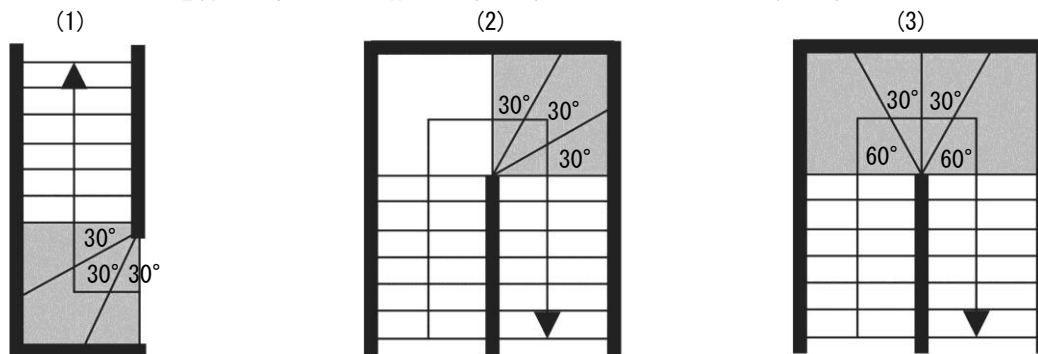
○蹴込み^(注3)は 30 mm以下とする。

※ 以上は主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3に該当するものです。

参 考



やむを得ない場合の回り階段の部分の設計例（下図のグレー表示部分）



(注1) けあげ：上図参照

(注2) 踏面：上図参照

(注3) 蹴込み：上図参照

b 手すりの設置

整備の目安

- 少なくとも片側（勾配が45度を超える場合は両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設置する。

c チャイルドフェンスの設置

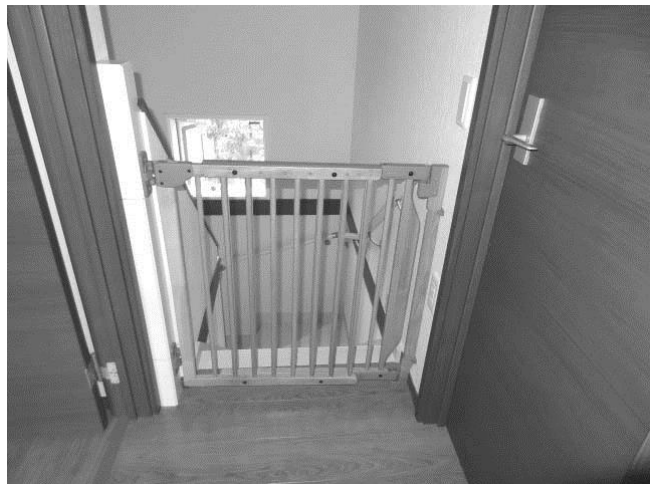
整備の目安

- 階段の上り口又は下り口にチャイルドフェンスを設置するか、設置可能な措置を講じる。

参 考



b 手すりの設置例



c チャイルドフェンスの設置例

